

小金井市廃棄物処理手数料収入事務

廃棄物指定収集袋及び粗大ごみ処理券

取扱店の手引

令和4年4月改定版

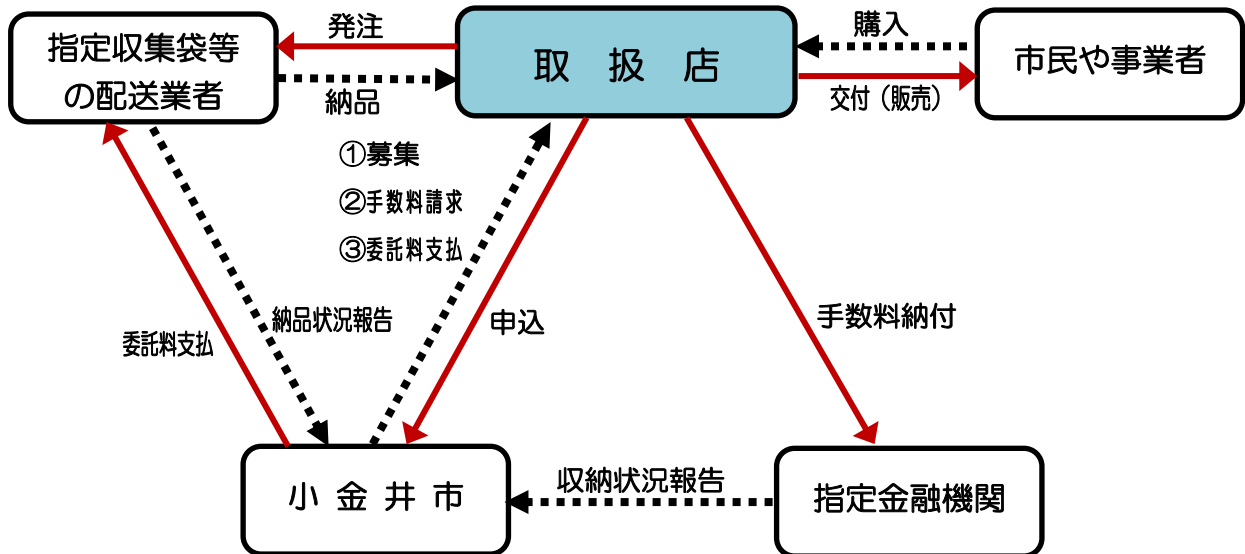
小金井市ごみ対策課

◆目 次◆

小金井市廃棄物指定収集袋等取扱店について	1
1. 申込から契約まで	1
2. 収入事務委託契約手続き（必要書類の提出）	2
3. 取扱店の標識等の掲出	3
4. 発注と納品	3
5. 指定収集袋及び粗大ごみ処理券の交付（販売業務）	5
6. 廃棄物処理手数料の納付（市から取扱店への請求）	6
7. 収入事務委託料（市から取扱店への請求）	6
8. 還付（取扱店をやめるときの清算）	6
9. 契約内容の遵守義務	6
資料1 小金井市廃棄物処理手数料収入事務取扱要領	7
資料2 小金井市廃棄物処理手数料収入事務委託仕様書	10
資料3 小金井市一般廃棄物指定収集袋等発注書（FAX 専用）	11
資料4 小金井市一般廃棄物指定収集袋等納品書	12
資料5 指定収集袋等に関わるバーコード（JAN コード）	13
資料6 指定収集袋・粗大ごみ処理券	14
資料7 廃棄物処理手数料領収書	16
資料8 納入通知書	17

小金井市廃棄物指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店について

取扱店の業務とは、廃棄物処理手数料と引き換えに、指定収集袋及び粗大ごみ処理券（資料6 P. 14～15）を廃棄物処理手数料納付者（市民及び事業者）に交付し、廃棄物処理手数料を小金井市指定金融機関派出所または小金井市収納代理金融機関の本支店（以下、「指定金融機関等」という。）へ納付していただく収入事務の委託業務です。



1. 申込から契約まで

家庭用ごみ・事業用ごみの指定収集袋による有料収集に伴い、指定収集袋の交付にご協力いただける取扱店の募集を行い、『**小金井市廃棄物処理手数料収入事務取扱要領**』（資料1 P.7参照）の資格要件を満たしている申込者を小金井市廃棄物処理手数料収入事務受託者として次の手順で指定いたします。

(1) 申込

『**小金井市廃棄物指定収集袋等取扱店申込書**』（様式第2号）により申込みをしてください。申込書の記載事項は契約書、領収用スタンプ、取扱品目一覧の公布等のデータとして使用します。（訂正ができませんのでご注意ください。）

(2) 必要書類の提出

市が指定する必要書類を提出してください。

(3) 審査と契約の締結

申込書及び提出書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認後、契約締結を行います。

2. 収入事務委託契約手続き（必要書類の提出）

この契約は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）により定められた一般廃棄物処理手数料の収入事務について、地方自治法施行令第158条に基づく私人への収入事務委託に関し、市と受託者（小金井市廃棄物指定収集袋等取扱店）との間に締結するものです。また、委託契約及び取扱店の業務は、小金井市廃棄物処理手数料収入事務取扱要領（資料1 P.7参照）第6条第2項に規定する『**小金井市廃棄物処理手数料収入事務委託仕様書**』（資料2 P.10）に基づきます。契約の手続きに際し、次の書類を提出していただきます。

（1）証明書類

① 契約者が個人の場合

ア 納税証明書（住民税）

イ 住民票

ウ 印鑑証明書

※ 納税証明書は「市・都民税●年度」
市納税課にて直近のものを取得してください。

② 契約者が法人の場合

ア 納税証明書（法人市民税）

イ 登記簿謄本

ウ 印鑑証明書

※ 納税証明書は「法人市民税●年度」
市納税課にて直近のものを取得してください。

（2）届出書類

① 『取扱品目確認書』（様式第2号の2）

取り扱う品目を予め確認します。各取扱店の取扱品目については、年度始めに市報等で市民に公布するため、年度内での取扱品目の追加、削減等の変更はできません。また、休業日等の情報は市ホームページやごみ・リサイクルカレンダーなどで周知を行うため、必ず正確な記載をしてください。

これらの手続きを経ないで指定収集袋等を発注、交付することはできません。

② 『使用印届』（様式第2号の3）

廃棄物処理手数料の領収及び指定集袋、粗大ごみ処理券の領収に際して使用する印鑑の届出となりますので、押印の上、提出してください。（店舗に常備することが困難な場合は、店舗名等を印字した領収用スタンプを市から支給します。）

③ 『口座振替依頼書』

収入事務委託料の支払いは、指定金融機関等の口座振替となります。使用する口座を提出してください。

※ 納入通知書（資料8 P.17）は契約者住所（主に取扱店、本店等）に郵送されますので、宛先が契約者住所以外（個人の住所、計算センター等）の場合には口座振替依頼書の備考欄「納入通知書送り先」に別途記入してください。

④ 『取引変更届』（様式第10号）

小金井市廃棄物指定収集袋等取扱店申込書による届出内容に変更が生じた場合は、速やかに取引変更届を提出してください。

（例）店舗所在地変更、代表者変更、営業譲渡、会社名（商号）変更、改印等

3. 取扱店の標識等の掲出

市と収入事務委託契約締結後、取扱店の標識等を掲出し、広く廃棄物処理手数料納付者（市民及び事業者）に周知してください。

また、小金井市廃棄物指定集袋等の取扱は、「小金井市廃棄物指定収集袋等取扱店申込書」に記載した「取扱を行う店舗等の所在地」以外での取扱はできませんので厳守してください。

◆標識等の例◆



表示板

指定収集袋の種類	容量	単価	品名
家庭用	細やそごみ用	特小袋 5 リットル用	200円
	小袋 1.0 リットル用	200円	
	中袋 2.0 リットル用	400円	
	大袋 4.0 リットル用	800円	
	特大袋 10.0 リットル用	2000円	
	特大袋 15.0 リットル用	3000円	
事業用	細やそごみ用	特小袋 5 リットル用	1000円
	小袋 1.0 リットル用	2000円	
	中袋 2.0 リットル用	4000円	
	大袋 4.0 リットル用	8000円	
	特大袋 10.0 リットル用	20000円	
	特大袋 15.0 リットル用	30000円	

料金表

4. 発注と納品

(1) 指定収集袋及び粗大ごみ処理券の発注事務及び在庫管理事務
指定収集袋等の配送業者へ専用FAX用紙で発注してください。

① 発注及び納品日

ア 発注受付時間：FAXにて24時間受付可

『小金井市一般廃棄物指定収集袋等発注書』（資料3 P.11参照）

イ 配送：原則週2回配送（火・金）

毎年度、配送カレンダーを送付しますので、そちらをご確認ください。

ウ 発注締切：配送日の前日午前中まで

（例）月曜午前までの発注⇒火曜日に配送

木曜午前までの発注⇒金曜日に配送

エ 配送業者：ジェイフィルム株式会社

発注FAX番号 0120-165536（フリーダイヤル）

/022-356-5496

問合せ電話番号 0120-165518（フリーダイヤル）

/022-356-5443

※ 電話による問い合わせの際は取扱番号、取扱店名を教えてください。

※ 契約業者見直しのため、注文先が変更になる可能性があります。その際は別途お知らせします。

② 指定収集袋及び粗大ごみ処理券の種類と配送単位

全商品を扱う場合 3種類 (16 品目)

種別	品 目		1セットの枚数	1セットの販売単価(円)	配送1箱単位(セット数)	配送単価(円)	
家庭用指定収集袋	燃やすごみ	特小袋	50相当	10	100	25	2,500
		小袋	100相当	10	200	25	5,000
		中袋	200相当	10	400	25	10,000
		大袋	400相当	10	800	25	20,000
	燃やさないごみ	特小袋	50相当	10	100	25	2,500
		小袋	100相当	10	200	25	5,000
		中袋	200相当	10	400	25	10,000
		大袋	400相当	10	800	25	20,000
計						75,000	

種別	品 目		1セットの枚数	1セットの販売単価(円)	配送1組単位(セット数)	配送単価(円)	
事業用指定収集袋	燃やすごみ	小袋	12.50相当	10	880	10	8,800
		中袋	250相当	10	1,760	10	17,600
		大袋	500相当	5	1,760	10	17,600
	燃やさないごみ	小袋	12.50相当	10	860	10	8,600
		中袋	250相当	10	1,720	10	17,200
		大袋	500相当	5	1,720	10	17,200
計						87,000	

粗大ごみ処理券	品 目	販売単価(円)	1セットの枚数	1セット5シート入り	配送単位(枚/セット)	配送単価(円)
	200円券	200	10	5	50	10,000
	500円券	500	10	5	50	25,000
計						35,000

合 計						197,000
-----	--	--	--	--	--	---------

③ 納品

『小金井市一般廃棄物指定収集袋等納品書』（資料4 P.12参照）により納品を受けた場合は、納品された指定収集袋及び粗大ごみ処理券数の発注数を確認の上、次のアからウの3枚複写綴り全てに領収用スタンプを押印し、取扱店控を保管するとともに、業者控と市控の2枚は、配送業者に渡してください。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ア 納品書（取扱店控） | } 3枚複写紙となっています。 |
| イ 物品受領書（業者控） | |
| ウ 納品書兼収入事務委託料請求内訳書（市控） | |

納品書（取扱店控）は数量確認を行い、取扱店での適正な管理・保管を行ってください。

5. 指定収集袋及び粗大ごみ処理券の交付（販売業務）

（1）手数料納付者（市民及び事業者）への交付

- ① 納付された処理手数料の額に応じ、指定収集袋及び粗大ごみ処理券を市民または事業者へに交付してください。
- ② 指定収集袋の外袋及び粗大ごみ処理券本体にバーコード（JANコード）表示があります。会計の際、バーコード対応ができる機器をご使用の取扱店は『指定収集袋及び粗大ごみ処理券にかかわるバーコード（JANコード）』（資料5 P.13参照）により、読み取りを行ってください。

（2）領収書の発行

- ① 市民及び事業者へに領収書の発行を求められた場合は、市指定の『廃棄物処理手数料領収書』（資料7 P.16参照 様式第3号）に使用印届による印を押印して領収書を発行してください。
- ② レジスター等により収納する場合は、レシート等の発行で領収書とすることができます。

◆取扱上のご注意◆

ごみ処理にかかる手数料を収納していただくこととなりますので、次の事項に注意して指定収集袋及び粗大ごみ処理券を交付してください。

（1）消費税について

- ① 消費税は内税となりますので、消費税率を上乗せしての収納はできません。
- ② 総額表示及び領収書（レシート）等は内税表示としてください。
- ③ 他の商品と一緒に指定袋及び粗大ごみ処理券を交付する場合には、特にご注意ください。

（2）目的外交付または使用の禁止

- ① 商品の売買ではありませんので、手数料の割引交付はできません。
 - ② 粗品、景品等としての無料交付はできません。
- ※ 目的外交付、使用は取扱店受託者の取り消し要件となりますので、絶対に行わないでください。

（3）収入印紙について

5万円以上の売買がある場合は、収入印紙の納付が必要です。

6. 廃棄物処理手数料の納付（市から取扱店への請求）

（1）納付

- ① 市は、袋等配送業者からの報告に基づき、廃棄物処理手数料の納入通知書を口座振替依頼書による宛先に発送します。
- ② 納付は、発送される納付書により市が指定する期日までに、指定金融機関等へ一括納付していただきます。
- ③ 納入通知書の金額は、月次内に取扱店に納品された数量に基づきます。

（2）納期限

- ① 納期限は、配送した翌月の市の指定した期日です。※ 納期限を厳守して下さい。
- ② 廃棄物処理手数料を滞納されますと、委託契約第9条第5号に基づき契約解除となる場合があります。

7. 収入事務委託料（市から取扱店への支払い）

◆委託料の種類◆

（1）家庭用指定収集袋	8%	}	市は、取扱店から指定金融機関等へ処理手数料の納付がされたことを確認した上で、委託料に消費税10%を乗じた額を支払うものとしてます。
（2）事業用指定収集袋	10%		
（3）粗大ごみ処理券	10%		

8. 還付（取扱店をやめるときの清算）

取扱店が営業を休止、廃止する場合は、事前に小金井市廃棄物処理手数料収入事務取扱要領に関する第8条第2項の規定より、『**休止・廃止届**』（様式第11号）を市長に提出し、すでに納入した指定収集袋等に係る廃棄物処理手数料の全部又は一部の還付を受けることができます。

9. 契約内容の遵守義務

本件契約は小金井市廃棄物処理手数料収入事務取扱要領及び契約書に記載された内容を遵守することを前提に締結されます。したがって、契約締結後は契約期間が終了するまでは、内容を変更することはできませんのでご注意ください。特に、取扱品目については契約更新までは申請された全品目を取り扱っていただきます。なお、配送日程等についても提示された内容で了解されたことを前提に契約を締結しますので、ご了承ください。

資料1

○小金井市廃棄物処理手数料収入事務取扱要領

平成17年8月1日制定

改正 平成19年5月11日 平成20年12月1日 平成28年3月22日要領第8号

(目的)

第1条 この要領は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第15条の4に規定する家庭廃棄物指定収集袋及び事業系一般廃棄物指定収集袋並びに第30条の2第2項に規定する粗大ごみ処理券（以下「指定収集袋等」という。）に係る廃棄物処理手数料の収入事務の委託に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取扱店」とは、廃棄物処理手数料の徴収及び収納について小金井市会計事務規則（昭和39年規則第18号）第34条に規定する収入事務の委託を受けた小売店等をいう。

(取扱店の資格要件)

第3条 取扱店は、次に掲げる全ての要件を備えているものとする。

- (1) 小金井市内で日常生活用品販売業務を営んでいること、又は第4条に規定する取扱店の申込みをした日から起算しておおむね3か月以内に小金井市内で日常生活用品販売業務を営むこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 次に掲げる税の滞納がないこと。
 - ア 法人の場合 法人市民税
 - イ 個人の場合 住民税
- (3) 小金井市廃棄物処理手数料収入事務委託料請求書（様式第1号）の提出等、公金の適正な処理ができること。

(取扱店の申込み)

第4条 取扱店の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。取扱品目又は使用印を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 小金井市廃棄物指定収集袋等取扱店申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）
- (2) 取扱品目確認書（様式第2号の2）
- (3) 使用印届（様式第2号の3）

(取扱店の事務)

第5条 取扱店は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 小金井市（以下「市」という。）の区域内の一般家庭及び事業者に、廃棄物処理手数料の徴収と引換えに指定収集袋等を交付する。
- (2) 指定収集袋等の交付に際して、一般家庭及び事業者から領収書を求められた場合は、廃棄物処理手数料領収書（様式第3号。以下「領収書」という。）を発行する。
- (3) 徴収した廃棄物処理手数料を小金井市指定金融機関派出所又は小金井市収納代理金融機関の本支

店（以下「指定金融機関等」という。）に定められた日までに納入する。

(4) 指定収集袋等の在庫管理及び発注を適正に行う。

(取扱店の指定等)

第6条 市長は、第3条の資格要件を満たした者の中から、相当と認めたものについて取扱店の指定を行い、当該取扱店に次に掲げる表示板を貸与する。

(1) 小金井市指定取扱店表示板

表示板の種類は、次の表に定めるところによる。

取扱品目	表示板の種類
粗大ごみ処理券 家庭廃棄物指定収集袋 事業系一般廃棄物指定収集袋	小金井市指定取扱店 粗大ごみ処理券 家庭用収集袋 事業用収集袋 (様式第4号)
粗大ごみ処理券 家庭廃棄物指定収集袋	小金井市指定取扱店 粗大ごみ処理券 家庭用収集袋 (様式第5号)
家庭廃棄物指定収集袋	小金井市指定取扱店 家庭用収集袋 (様式第6号)
粗大ごみ処理券	小金井市指定取扱店 粗大ごみ処理券 (様式第7号)
事業系一般廃棄物指定収集袋	小金井市指定取扱店 事業用収集袋 (様式第8号)

(2) 小金井市指定収集袋・粗大ごみ処理券料金表（様式第9号）

2 市は、前項の指定を受けた取扱店と小金井市廃棄物処理手数料収入事務委託仕様書に基づき委託契約を締結する。

(取扱店の責務)

第7条 取扱店は、前条第1項の規定により交付された表示板を店頭に掲示し、同条第2項の委託契約を遵守しなければならない。

(届出)

第8条 取扱店は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ取引変更届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

(1) 店舗所在地を変更するとき。

(2) 代表者を変更するとき。

(3) 営業を譲渡するとき。

(4) 会社名又は商号（屋号）を変更するとき。

(5) 改印をするとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

2 取扱店は、営業を休止し、又は廃止する場合には、あらかじめ休止・廃止届（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成17年8月1日から施行する。

（小金井市粗大ごみ処理手数料収納事務取扱要領の廃止）

2 小金井市粗大ごみ処理手数料収納事務取扱要領（平成7年4月1日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 第4条の規定による取扱店の申込み及び第6条の規定による取扱店の指定等は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

4 第5条の規定による廃棄物処理手数料の徴収及び指定収集袋等の交付は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成19年5月11日）

（施行期日等）

1 この要領は、平成19年5月11日から施行し、この要領による改正後の第3条、第8条、様式第1号から様式第2号の2まで、様式第3号及び様式第9号から様式第11号までの規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に作成されている用紙は、この要領による改正後の様式にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則（平成20年12月1日）

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成28年3月22日要領第8号）

（施行期日）

1 この要領は、平成28年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に作成されている用紙は、この要領による改正後の様式第1号から様式第2号の3まで、様式第10号及び様式第11号にかかわらず、所要の修正を加え、残品の存する限り使用することができる。

小金井市廃棄物処理手数料収入事務委託仕様書

1 収入事務の概要

小金井市一般廃棄物処理手数料収入事務委託者として、家庭廃棄物指定収集袋・事業系一般廃棄物指定収集袋（以下、指定収集袋という。）及び粗大ごみ処理券をごみの排出者（市民及び事業者）の求めに応じて交付し、排出者より一般廃棄物処理手数料（指定収集袋及び粗大ごみ処理券の処理手数料）の収入事務をおこなう。

2 掲示物の表示

- (1) 市の指定（貸与）する取扱店「表示板」及び「のぼり旗」を店頭の見易い場所に掲示することとする。
- (2) 「指定収集袋及び粗大ごみ処理券料金表」を販売カウンター等の見易い場所に掲示することとする。

3 取扱品目

以下の3種類から選択し、取り扱うものとする。

(1) 家庭廃棄物指定収集袋

ア 燃やすごみ用

- ① 特小袋（5リットル相当）
- ② 小袋（10リットル相当）
- ③ 中袋（20リットル相当）
- ④ 大袋（40リットル相当）

イ 燃やさないごみ用

- ① 特小袋（5リットル相当）
- ② 小袋（10リットル相当）
- ③ 中袋（20リットル相当）
- ④ 大袋（40リットル相当）

(2) 事業系一般廃棄物指定収集袋

ア 燃やすごみ用

- ① 小袋（12.5リットル相当）
- ② 中袋（25リットル相当）
- ③ 大袋（50リットル相当）

イ 燃やさないごみ用

- ①小袋（12.5リットル相当）
- ②中袋（25リットル相当）
- ③大袋（50リットル相当）

(3) 粗大ごみ処理券

ア 200円券 イ 500円券

4 取扱品目の発注・発送

発注・配送単位は、箱又は組にて行うものとする。

(1) 家庭廃棄物指定収集袋（燃やすごみ用・燃やさないごみ用）

（特小袋・小袋・中袋・大袋）各1箱＝（10枚入り×25セット）

(2) 事業系一般廃棄物指定収集袋（燃やすごみ用・燃やさないごみ用）

ア 小袋・中袋 各1組＝（10枚入り×10セット）

イ 大袋 1組＝（5枚入り×10セット）

(3) 粗大ごみ処理券（200円券・500円券）

1セット＝「1シート（10枚入り）×5シート」

5 交付

(1) 交付単位

ア指定収集袋については1セット（10枚）単位から

イ粗大ごみ処理券については、1枚単位から

6 指定収集袋等の品揃え

取扱店は指定収集袋及び粗大ごみ処理券について、委託契約を締結した該当選択品目の全てを扱い、品物に欠品が生じないようにすること。

7 在庫の管理

常に在庫を把握し、適正な在庫量を確保しておくこととする。

8 廃棄物処理手数料の納付

市の発送する納入通知書により、市が定める期日までに納付する。

小金井市一般廃棄物指定収集袋等発注書

(FAX専用)

ジェイフィルム(株) 行 FAX 0120-165536

ご依頼主	取扱店番号	1	3	2	1	0	-					取扱店印
	取扱店名											
	電話番号					発注日	年	月	日			

下記の通り発注します。

※数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

品名		種類	番号		発注数			単位
家庭用 指定収集袋	燃やすごみ 1箱25セット入	特小袋 5L	0	1				箱
		小袋 10L	0	2				箱
		中袋 20L	0	3				箱
		大袋 40L	0	4				箱
	燃やさないごみ 1箱25セット入	特小袋 5L	0	5				箱
		小袋 10L	0	6				箱
		中袋 20L	0	7				箱
		大袋 40L	0	8				箱
事業用 指定収集袋	燃やすごみ 1組10セット入	小袋	1	5				組
		中袋	0	9				組
		大袋	1	0				組
	燃やさないごみ 1組10セット入	小袋	1	6				組
		中袋	1	1				組
		大袋	1	2				組
粗大ごみ 処理券	粗大ごみ処理券 1セット5シート入(50枚)	200円券	1	3				セット
		500円券	1	4				セット

*発注は、上記番号にて24時間お受け致します。

注意 *配送日は年間カレンダーに基づきますので、FAXの前にご確認願います。

*発注は各々の単位でお願いします。

*FAXでの発注書の数字は綺麗に記載願います。

*FAXの読取りヘッド及び原稿送りローラー等に汚れがある場合、ご注文が読み取れなくなる場合がございますので、FAXの定期的な掃除をお願い致します。

*ご質問、及びご注文の確認等は、下記までご連絡願います。

お問合せ先：ジェイフィルム(株) 担当：千葉(ちば) 電話 0120-165518

受注締切：配送前日の正午12:00迄 お問合せ：平日 9:30~17:00

但し、祝日を挟む場合は、配送カレンダーに明記しました日程の正午までの発注になります。

①

小金井市一般廃棄物指定収集袋等 納品書 (取扱店控)

品名		番号	数量	単価	金額
家庭用指定収集袋	燃やすごみ	特小袋	1	箱	2,500円
		小袋	2	箱	5,000円
		中袋	3	箱	10,000円
		大袋	4	箱	20,000円
燃やさないごみ	燃やさないごみ	特小袋	5	箱	2,500円
		小袋	6	箱	5,000円
		中袋	7	箱	10,000円
		大袋	8	箱	20,000円
A:家庭用指定収集袋計					

品名		種類	番号	数量	単価	金額
事業用指定収集袋	燃やすごみ	小袋	15	組	8,800円	
		中袋	9	組	17,600円	
		大袋	10	組	17,600円	
燃やさないごみ	燃やさないごみ	小袋	16	組	8,600円	
		中袋	11	組	17,200円	
		大袋	12	組	17,200円	
B:事業用指定収集袋計						

品名		種類	番号	数量	単価	金額
粗大ごみ処理券	粗大ごみ処理券	200円券	13	セット	10,000円	
		500円券	14	セット	25,000円	
C:粗大ごみ処理券計						

発注日	納品日
取扱店番号	
住所	
取扱店名	
代表者名	
電話番号	

受領印

収入事務委託料	
家庭用指定収集袋	(A×8%×108%)
事業用指定収集袋	(B×10%×108%)
粗大ごみ処理券	(C×10%×108%)
委託料請求額合計	D

指定収集袋及び粗大ごみ処理券にかかわるバーコード(JANコード)

55 表

区分	区	分	国コード	商品メーカーコード										商品アイテムコード				CD				チェックデジット算出欄				1セット(1枚)あたりの廃棄物処理手数料金額
				13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	偶数(A)	A×3倍(B)	奇数(C)	合計(B+C)	CD					
家庭用指定収集袋	可燃ごみ用	特小袋 (50ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	1	3	9	27	20	47	3	100 円					
		小袋 (100ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	2	0	10	30	20	50	0	200 円					
		中袋 (200ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	3	7	11	33	20	53	7	400 円					
		大袋 (400ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	4	4	12	36	20	56	4	800 円					
事業用指定収集袋	不燃ごみ用	特小袋 (50ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	5	1	13	39	20	59	1	100 円					
		小袋 (100ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	6	8	14	42	20	62	8	200 円					
		中袋 (200ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	7	5	15	45	20	65	5	400 円					
		大袋 (400ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	8	2	16	48	20	68	2	800 円					
粗大ごみ処理券	可燃ごみ用	小袋 (12.50ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	1	5	0	13	39	21	60	0	880 円					
		中袋 (250ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	0	9	9	17	51	20	71	9	1,760 円					
		大袋 (500ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	1	0	5	8	24	21	45	5	1,760 円					
		小袋 (12.50ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	1	6	7	14	42	21	63	7	860 円					
粗大ごみ処理券	不燃ごみ用	中袋 (250ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	1	1	2	9	27	21	48	2	1,720 円					
		大袋 (500ℓ相当)	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	1	2	9	10	30	21	51	9	1,720 円					
粗大ごみ処理券	200円券	200円券	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	1	3	6	11	33	21	54	6	200 円					
		500円券	4	5	6	0	2	2	4	1	4	0	1	4	3	12	36	21	57	3	500 円					

資料 6

小金井市家庭廃棄物指定収集袋



種類	容量	寸法 (単位:mm)
特小袋	50相当	縦 420×横 180/300
小袋	100相当	縦 500×横 260/400
中袋	200相当	縦 600×横 330/500
大袋	400相当	縦 750×横 450/650

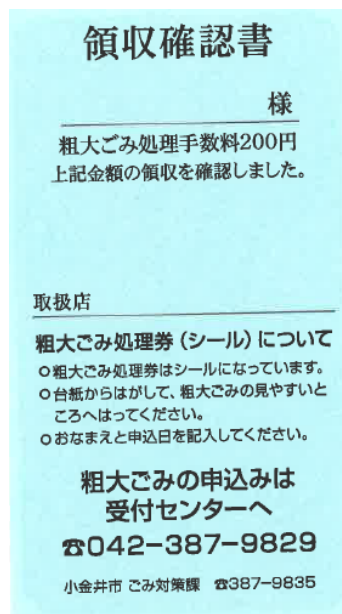
種類	容量	寸法 (単位:mm)
特小袋	50相当	縦 420×横 180/300
小袋	100相当	縦 500×横 260/400
中袋	200相当	縦 600×横 330/500
大袋	400相当	縦 750×横 450/650



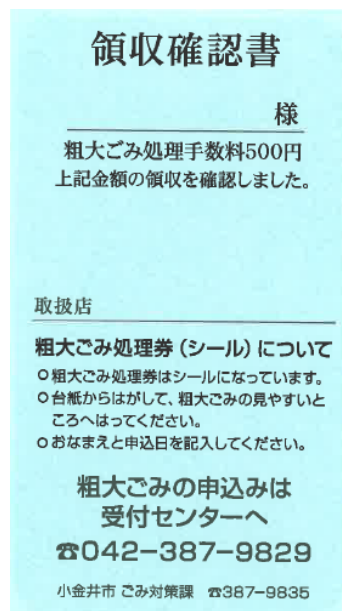
種類	容量	寸法 (単位:mm)
小袋	12.5ℓ相当	縦 500×横 300/450
中袋	25ℓ相当	縦 700×横 350/530
大袋	50ℓ相当	縦 850×横 550/750

種類	容量	寸法 (単位:mm)
小袋	12.5ℓ相当	縦 500×横 300/450
中袋	25ℓ相当	縦 700×横 350/530
大袋	50ℓ相当	縦 850×横 550/750

小金井市粗大ごみ処理券 200円券



小金井市粗大ごみ処理券 500円券



寸法 (単位 : mm)
縦 100×横 55

資料7

様式第3号（第5条関係）

廃棄物処理手数料領収書

様

年 月 日

¥

ただし、小金井市一般廃棄物処理手数料として、上記金額を正に領収しました。なお、次のとおり指定収集袋・粗大ごみ処理券を交付いたします。

【内訳】

	家庭用特小袋 (50相当)	家庭用小袋 (100相当)	家庭用中袋 (200相当)	家庭用大袋 (400相当)
燃やすごみ	セット	セット	セット	セット
燃やさないごみ	セット	セット	セット	セット

	事業用小袋 (12.50相当)	事業用中袋 (250相当)	事業用大袋 (500相当)	粗大ごみ処理券	
燃やすごみ	セット	セット	セット	200円券	枚
燃やさないごみ	セット	セット	セット	500円券	枚

小金井市収入事務受託者

所在地

会社名（商号）

（お客様用）

代表者（氏名） 印

廃棄物処理手数料領収書

様

年 月 日

¥

ただし、小金井市一般廃棄物処理手数料として、上記金額を正に領収しました。なお、次のとおり指定収集袋・粗大ごみ処理券を交付いたします。

【内訳】

	家庭用特小袋 (50相当)	家庭用小袋 (100相当)	家庭用中袋 (200相当)	家庭用大袋 (400相当)
燃やすごみ	セット	セット	セット	セット
燃やさないごみ	セット	セット	セット	セット

	事業用小袋 (12.50相当)	事業用中袋 (250相当)	事業用大袋 (500相当)	粗大ごみ処理券	
燃やすごみ	セット	セット	セット	200円券	枚
燃やさないごみ	セット	セット	セット	500円券	枚

小金井市収入事務受託者

所在地

会社名（商号）

（取扱店用）

代表者（氏名） 印

〒 184-0011 小金井市東町1丁目1-1		納入通知書兼領収書 *** **	
平成20年度 01一般会計 0 現年度 摘要 粗大ごみ処理手数料 (平成20年12月配送分)		平成20年度 01一般会計 0 現年度 摘要 粗大ごみ処理手数料 (平成20年12月配送分)	
金額 ￥35,000円		金額 ￥35,000円	
納期限 平成21年2月28日		納期限 平成21年2月28日	
【問合せ先】 小金井市 環境部 ごみ対策課 TEL042-387-8835 (ダイヤルイン)			

次の金額を納期限までに納付してください。

平成21年2月10日



小金井市長 太郎

領収日付印

(納入者保管)

納付書 *** **		*** ** 様	
平成20年度 01一般会計 0 現年度 摘要 粗大ごみ処理手数料 (平成20年12月配送分)		平成20年度 01一般会計 0 現年度 摘要 粗大ごみ処理手数料 (平成20年12月配送分)	
金額 ￥35,000円		金額 ￥35,000円	
納期限 平成21年2月28日		納期限 平成21年2月28日	
※金融機関の方へ 納期限が過ぎた場合でも額面での収納をお願いします。(過延の処理は小金井市ごみ対策課で行います。)			
上記のとおり 納付します。 132101 東京都小金井市 ごみ対策課		領収日付印	

(取扱金融機関保管)

納入済通知書 *** **			
平成20年度 01一般会計 0 現年度 款 13 項 02 目 02 節 01 清掃手数料 細節 01 一般廃棄物処理及び清掃手数料 細々節 04 粗大ごみ処理手数料 金額 ￥35,000円			
摘要 粗大ごみ処理手数料 (平成20年12月配送分) 008888			
納期限 平成21年2月28日 領収日付印			
上記の金額を収納したので通知 します。 132101 東京都小金井市 主管課名 ごみ対策課			

(会計課経由・主管課保管)

区分	種別	単価	納品数	納品金額	事務手数料
平成20年12月配送分 内訳	可燃 特小	2,500円	1	2,500円	0
	可燃 小	5,000円	1	5,000円	0
	可燃 中	10,000円	1	10,000円	0
	可燃 大	20,000円	1	20,000円	0
	不燃 特小	2,500円	1	2,500円	0
	不燃 小	5,000円	1	5,000円	0
事業用指定収集袋	不燃 中	10,000円	1	10,000円	0
	不燃 大	20,000円	1	20,000円	0
	小計			75,000円	0,300円
粗大ごみ処理券	可燃 小	8,800円	1	8,800円	0
	可燃 中	17,600円	1	17,600円	0
	可燃 大	17,600円	1	17,600円	0
	不燃 小	8,800円	1	8,800円	0
	不燃 中	17,200円	1	17,200円	0
	不燃 大	17,200円	1	17,200円	0
小計				97,000円	9,136円
	200円券		1	10,000円	
	500円券		1	25,000円	
合計	小計			35,000円	3,876円
	合計			197,000円	19,110円

【納入場所】

小金井市指定金融機関派出所・小金井市収納代理金融機関

- みずほ銀行
- 三井住友銀行
- 埼玉りそな銀行
- 山崎中央銀行
- 住友信託銀行
- 東京武北銀行
- 城西信用金庫
- 大東信用金庫
- 東京むさし農協
- 東京信用組合
- 東武信用金庫
- 八千代信用金庫
- 東三井銀行
- 中央信託銀行
- 三菱UFJ銀行
- 東京海上日動火災保険
- 三井住友銀行
- 東武銀行
- 東三井銀行
- 中央信託銀行
- 三菱UFJ銀行
- 東京海上日動火災保険
- 三井住友銀行
- 東武銀行
- 東三井銀行
- 中央信託銀行
- 三菱UFJ銀行
- 東京海上日動火災保険

◎ 一般廃棄物処理手数料は納期限までに納付してください。なお、納期限が過ぎても、平成21年5月31日までは上記の金融機関で納めることができます。

【問合せ先】
 〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号
 小金井市 環境部 ごみ対策課
 TEL042-387-8835 (ダイヤルイン)